

令和7年度 愛川町立愛川中原中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

(1) いじめとは・・・ 〈いじめ防止対策推進法第2条〉より引用

生徒等に対して、本校に在籍する等その生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(**インターネットを通じて行われるものを含む**)で、その生徒が心身の苦痛を感じているものである。

(2) いじめに対する基本認識

○「いじめ」は**相手の人間性と尊厳を踏みにじる**重大な人権侵害であり、「いじめ」は人間として絶対に許されない。

○どここの学校でも、どの学年・学級でも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち(**「いじめ」の認知率を高め、「いじめ」を見逃さない姿勢を共有する**)、**社会総がかり**でいじめ防止に取り組むものとする。したがって、未然防止・早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を進める。

(3) いじめ防止等の対策に関する基本理念

○全教育活動を通じて「いじめを絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、いじめ防止の具体的なスローガンを掲げ、生徒・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努めるものとする。

○学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努めるものとする。

○生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育をはじめ、**人権教育、法教育**、体験活動などの充実を図るものとする。

○**教育活動全体を通して生徒がいじめ防止に向けた方策の決定過程に主体的に参画し、議論し、実行するよう取り組みを行うものとする。**

○いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じる。

(4) いじめに関する生徒指導の重層的支援構造(生徒指導提要より)



2 学校の具体的な取組

(1) 取組年間計画 (PDCA サイクルを意識して)

月	内 容	1年間通して行っているもの
4	生徒支援全体会 いじめ予防講演会 (全学年対象)	・生活アンケート心のつぶやき (月1回) ・学年会 (月1回)
5	教育相談週間 体育大会 表札訪問 Y-P アンケート (初～中旬) 生徒総会 (各学級によるいじめ防止スローガン)	・生徒支援部会議 (週1回) ・インクルーシブサポーター会議 (週1回) ・学習サポーター会議 (週1回)
6	第一回いじめ対策推進委員会 Y-P アセスメント (初旬)・プログラム (中旬) 学校・家庭・地域連携会議 小中授業参観	・学校だよりの発行 ・週間生徒支援・生徒支援通信による 共通理解
7	三者面談	・スクリーニングシートの活用 (月1回学年会で見直し)
8	生徒支援全体会	
9	教育相談週間	
10	紫陽祭 YP アンケート (初～中旬) 小中授業参観	※発達支持的生徒指導：黄色マーカー 課題未然防止教育：青文字 課題早期発見教育：赤文字 その他 (取組点検・評価などの機会：黒文字)
11	Y-P アセスメント (初旬)・プログラム (中旬)	
12	第二回いじめ対策推進委員会 人権週間(12/4～12/10)	
1	教育相談週間	
2	第三回いじめ対策推進委員会	
3	性教育講演会	

(2) いじめ防止等の対策のための組織

校内いじめ対策推進委員会	
構成員	校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導支援担当・養護教諭・教育相談CO (SC・SSW)
内容	○ 学校いじめ防止基本方針・年間計画の計画・検証 ○ 「いじめ防止全体委員会」の運営 ○ いじめ対応についての共通理解 ○ Y-P の活用法
実施について	年3回 (いじめ防止対策推進法22条)

日常点検組織	
構成員	校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導担当・養護教諭・教育相談CO (SC・SSW)・学習室担当者・学習サポーター・インクルーシブサポーター
内容	○ いじめに関する相談・通報への対応 ○ いじめの判断と情報収集 ○ いじめ事案の報告
実施について	学年連絡会・生徒支援部会・SP 会議・IS 会 (週1回)

いじめ対策委員会	
構成員	校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導担当・養護教諭・教育相談CO (SC・SSW) ※構成員は、事案内容によって校長が任命
内容	○ 重大事態と思われるいじめ事案の調査 ○ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明 ○ 愛川町教育委員会への報告
実施について	重大事態に対応（重大事態発生時（いじめ防止対策推進法28条）

（３）いじめの未然防止

- **年度の初めの月に、いじめ防止講演会を全学年対象に行い、一人一人がもつ個性や人権について学び、互いを尊重したうえで、安全・安心な学校生活が送れるような態度を養う。**
- 生徒相互と教職員間で強固な信頼関係を築く。
- 月に一度、スクリーニングシートを活用し、職員で生徒の状況を把握し、必要な支援を講ずる。
- 全ての教育活動を通して道徳教育、人権教育、情報モラル教育を実践し、道徳心と心の通うコミュニケーション能力を育む。
- **全ての教職員がいじめの様態や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。**
- 自己肯定感を高める学校行事、体験活動、野外活動、ボランティア活動などの取組を推進していく。
- **生徒会等が主体となったいじめ防止に資する活動を支援する。（生徒総会、人権週間などの活用）。**
- 学校便り、学年学級通信等による家庭との信頼関係構築、あいさつ、登下校マナー向上、地域行事への積極的な参加など、家庭・地域と連携し、より多くの大人の目で児童・生徒を見守る体制づくりに努める。
- 相談関係機関と日常的に情報交換や相談等で連絡を取り合って適切なアドバイスを教育活動に生かす。
- Y-P（横浜プログラム）アセスメントなど学級集団のアセスメントを通して学級集団を分析し、生徒理解・支援、学級経営に生かす。

（４）いじめの早期発見・早期対応のあり方

- いじめを早期に発見するため、見えない所での被害の防止や子どもの被害性に着目し、生徒に対する定期的な調査を実施する。
 - ・アンケートの実施（年11回） アンケート後の早期対応の徹底
 - ・生徒および保護者への学校評価アンケートの実施と結果の公表
 - ・家庭訪問、教育相談（保護者面談）
- 生徒および保護者がいじめに係る相談をできるように次のとおり、相談体制の整備を行う。
 - ・いじめ相談担当職員の設置（生徒指導担当、教育相談CO）
 - ・スクールカウンセラーの活用
- インターネット上のいじめを防止し、対処できるように生徒・保護者への情報モラルの啓発活動を行う。

(5) いじめに対する措置

- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、愛川町教育委員会及び警察と連携して対処する。

3 重大事態への対処

「重大事態」が発生したと思われる場合は、「いじめ対策委員会」を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。その後、愛川町教育委員会へ報告する。また、内容に応じて愛川町教育委員会と連絡を取り対処する。